

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	東松山市 後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部事業者へ委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県東松山市長

公表日

令和4年10月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム4									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<p>1. 個人課税台帳照会 納税義務者ごとの課税台帳を照会する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム5	
①システムの名称	口座振替システム
②システムの機能	1. 口座情報登録 口座情報の照会・新規登録・変更・廃止・訂正・削除などを行う。 2. 口座情報異動照会 指定した期間での口座の異動情報を照会する。 3. 口座振替処理 口座振替データ抽出処理、媒体作成処理、媒体受入処理などを行う。 4. 即時一括処理 各種一覧表の作成などを行う(即時バッチ処理)。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1. 日計表 日計表の照会・発行を行う。 2. 個人照会 個人ごとの名寄収納状況を照会する。 3. 科目照会 収納状況を個人の科目ごとに照会する。また、充当処理・還付処理を行う。 4. 過納者一覧 過納者を抽出し、期別(月)単位で過納額を一覧照会する。また、充当処理・還付処理を行う。 5. 未納者一覧 未納者を抽出し、期別(月)単位又は個人名寄で未納額を一覧照会する。 6. 滞納処分異動 滞納者に対する処分状況(履歴)の照会及び処分異動、訪問記録を管理する。 7. 即時一括処理 各種一覧表の作成を行う(即時バッチ処理)。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	1. 滞納管理 滞納者の検索から滞納明細の表示、分納誓約の照会などを行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 後期高齢者医療資格情報ファイル、2. 後期高齢者医療給付情報ファイル、3. 後期高齢者医療保険料情報ファイル、 4. 後期高齢者医療保険料収納情報ファイル、5. 後期高齢者医療保険料滞納情報ファイル、6. 統合宛名ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項、別表第一 59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、43、44、46、59の3条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 82の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第43条の2の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 後期高齢者医療資格情報ファイル、2. 後期高齢者医療給付情報ファイル、3. 後期高齢者医療保険料情報ファイル、4. 後期高齢者医療保険料収納情報ファイル、5. 後期高齢者医療保険料滞納情報ファイル、6. 統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯員
その必要性	後期高齢者医療制度の被保険者の資格管理、賦課・収納業務、医療給付等について、公平・公正な事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 対象者を正確に特定するため ・その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するため ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所): 被保険者の現住所や世帯情報等を把握するため ・連絡先(電話番号等): 被保険者の現住所や世帯情報等を把握するため ・その他住民票関係情報: 被保険者の現住所や世帯情報等を把握するため ・地方税関係情報: 保険料の賦課決定、負担区分決定の基となる所得や収入情報等を把握するため ・医療保険関係情報: 資格管理や保険料賦課、適正な給付を行うため ・障害者福祉関係情報: 資格管理や適正な給付を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報: 資格管理や適正な給付を行うため ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険料徴収方法の決定や適正な給付を行うため ・年金関係情報: 特別徴収の対象年金等を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	後期高齢者医療保険料徴収システム保守委託業務	
①委託内容	後期高齢者医療保険料徴収システムの適正な運用を図るために必要な保守を実施する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (19) 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号別表第二の第一欄に規定される者(別紙1参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照)	
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二の第二欄に規定される事務	
③提供する情報	後期高齢者医療関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及び被保険者であった者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・ICカード及び管理簿により入退室管理を行っているサーバ室内に設置されたサーバ内に保管している。
- ・サーバへのアクセスは不正アクセスを禁止するため、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証が必要となる。
- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○宛名

・宛名番号 ・世帯番号 ・生年月日 ・性別 ・氏名かな ・氏名漢字 ・郵便番号 ・町名 ・番地 ・方書 ・続柄 ・異動事由 ・異動日
・被保険者番号 ・算定団体コード ・算定団体名称 ・賦課年度 ・相当年度 ・通知書番号 ・世帯番号 ・送付先事由 ・事由異動日
・送付先宛名番号 ・送付先世帯番号 ・送付先氏名かな ・送付先氏名漢字 ・送付先郵便番号 ・送付先住所 ・送付先郵便区分 ・
送付先行政区コード ・送付先行政区名 ・宛名履歴連番 ・住民票コード ・準世帯区分 ・現存区分 ・記載順位 ・続柄コード ・続柄
区分 ・世帯主氏名かな ・世帯主氏名漢字 ・現住所大字コード ・現住所本番 ・現住所枝番 ・現住所市町村コード ・郵便番号コー
ド ・転入転居区分 ・前住所大字コード ・前住所本番 ・前住所枝番 ・前住所市町村コード ・前住所郵便番号 ・前住所郵便番号
コード ・前住所町名 ・前住所番地 ・前住所方書 ・住定日 ・住定事由 ・住定届出日 ・住定届出区分 ・住民となる日 ・住民となる
事由 ・住民となる届出日 ・住民となる届出区分 ・連携送付日 ・連携個人区分 ・連携連番 ・連携処理日 ・連携処理時間 ・登録
業務コード ・業務名 ・人格区分 ・支所コード ・地区コード ・行政区コード ・隣保班コード ・小学校区コード ・中学校区コード ・投
票区コード ・世帯主区分 ・住民でなくなる異動日 ・住民でなくなる事由 ・住民でなくなる届出日 ・転出確定日 ・転出通知日 ・異動
届出日 ・宛名送付区分 ・備考内容 ・改製日 ・電話番号 ・FAX番号 ・重複統一宛名番号 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新
職員番号

○給付(後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)上での取り扱い)

・公的給付支給等口座(公金受取口座)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 後期高齢者医療資格情報ファイル、2. 後期高齢者医療給付情報ファイル、3. 後期高齢者医療保険料情報ファイル、4. 後期高齢者医療保険料収納情報ファイル、5. 後期高齢者医療保険料滞納情報ファイル、6. 統合宛名ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・後期高齢者医療システムメニューを閲覧できる権限をICカード、静脈認証により制限している。 ・特定個人情報が記載された資料の閲覧権限については、後期高齢者医療システムメニュー閲覧権限とは別に申請をし、許可された職員以外は閲覧できないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号参照権限については、ICカード、静脈認証とは別に申請し、閲覧権限を制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムメニューへのアクセスは、利用する必要がある職員にのみ権限を付与し、ICカード及び静脈による認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を利用して、ディスプレイに長時間にわたって本人確認情報(特定個人情報を含む)を表示させない。 ・ディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを当該システムから取得し、中間サーバにも格納のうえ、当該リストにより許可された特定個人情報の提供要求であるか確認する。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定する。 ・中間サーバの職員認証及び権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかにログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 <p>※情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証及び権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存住民記録システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守及び運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極少化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反	
再発防止策の内容	委託業務における契約書に盛り込まれた特定個人情報に係る特記事項による各種報告書等の提出を求めるとともに、再委託を承諾するにあたっては再委託先への実地調査等を行い、委託先及び再委託先の適正な監督を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカード及び管理簿により入室管理を行っているサーバ室内に設置されたサーバ内で保管している。 ・サーバへのアクセスは不正アクセスを禁止するため、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証が必要となる。 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>消去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うこととしている。 ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理を行い廃棄する。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して情報セキュリティ研修等を実施している。 ・端末へのログインについては、ICカード及び静脈認証により、限られた職員のみが操作できるよう制限している。 ・特定個人情報においては、ICカード及び静脈認証のほか、別途申請により参照権限を限定的に付与している。 ・各課にセキュリティリーダーを配し、セキュリティ面での情報共有を実施している。 	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東松山市 保険年金課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-23-0076 e-mail: HMY037@city.higashimatsuyama.lg.jp
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	後期高齢者医療制度に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	別紙1(提供先)	No.19 都道府県知事 119 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.19 都道府県知事 120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号別表第二の第一欄に規定される者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第一欄に規定される者(別紙1参照)	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照)	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二の第二欄に規定される事務	番号法第19条第8号別表第二の第二欄に規定される事務	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムとの接続	中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和4年5月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第43条の2の2	事後	別表第二主務省令の改正に伴う修正
令和4年10月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	○給付(後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)上での取り扱い) ・公的給付支給等口座(公金受取口座)	事後	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日定める政令及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の公布に伴う修正